

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

ニッケグループは、長期安定的に企業価値を向上させるためには、コーポレートガバナンスの強化が重要であると認識し、「経営理念」「経営方針」に則り、企業の透明性と公正性を確保すると共に、株主をはじめとする多様なステークホルダーの皆さまから信頼される経営を目指します。

< 経営理念 >

”人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”

・未開の分野に目を向け、「高機能商品」「地域N0.1サービス」の開発と提供へ挑戦し、みらい生活創造企業を目指します。

< 経営方針 >

・「全員がチャレンジ精神を持ち」「人が育つ」、生命力あふれた会社を目指します。

・お客様の声と研究開発から、独自性のある商品・サービスで市場を創造します。

・常に未来を見つめ、グローバルな視点に立ち、世界に広がるお客様と社会の発展に貢献します。

・多くの市場で勝ち抜くために、広く人財を求め、多様な「知」を結集して、事業を革新・発展させます。

・お客様や株主様、社員、取引先、地域社会をはじめとした様々なステークホルダーとの持続的な信頼関係を築くことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

当社はコーポレートガバナンスに関する取組方針を明確にするために、「ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しております。

ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン

<http://www.nikke.co.jp/corporate/principles/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳】

現在、当社の海外株主比率は相対的に低く、業務・効率面より実施しておりません。今後は、海外株主比率の状況をみて、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知等の英訳の導入を前向きに検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

現在、当社の海外売上高が連結売上高の10%未満であることや、海外株主比率が相対的に低いこと等を勘案し、業務・効率面より英語での情報の開示・提供を実施しておりません。実施については、今後の状況をみながら前向きに検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【補充原則1-4 いわゆる政策保有株式】

「ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン」にて、政策保有に関する方針および政策保有株式に係る議決権の行使の考え方について開示しております。主要な政策保有株式については有価証券報告書において開示するとともに、毎年、取締役会においてその保有目的、経済合理性について検証を行っております。

<ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン2.(1).(e)>

【補充原則1-7 関連当事者間の取引】

「ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン」にて、関連当事者間の取引の手続きを定め、開示しております。

<ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン2.(1).(i)>

【補充原則3-1 情報開示の充実】

当社の経営理念については、ホームページ等で公表するとともに、経営計画については中期経営計画等で開示を行っております。コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、「ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン」にて開示しております。また、取締役および執行役員報酬を決定するに当たっての方針と手続き、取締役および監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きについて「ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン」にて開示しております。

また、取締役・監査役候補の個々の選任・指名の理由について株主総会招集通知にて開示しております。

<ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン1.(1)>

<ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン2.(6)>

<ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン3.(5).(a),(e)>

【補充原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲】

「ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン」にて、取締役会の役割およびその権限の委任の範囲について開示しております。

<ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン3.(2).(a)>

【補充原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

「ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン」にて、取締役会の構成および独立社外役員の役割について開示しております。

<ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン3.(2).(b)>

<ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン3.(5).(b)>

【補充原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

「ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン」にて、社外役員の独立性判断基準を定め、開示しております。
 <ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン3.(5).(b)>

【補充原則4-11 1 取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方】

「ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン」にて、取締役会全体の構成および選任に関する方針と手続きを定めております。
 <ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン3.(2).(b)>
 <ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン3.(5).(a)>

【補充原則4-11 2 取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況】

「ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン」にて、取締役・監査役が当社以外の役員を兼任する場合の考え方を定め、開示しております。また、兼任状況については、株主総会招集通知で開示しております。
 <ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン3.(5).(a)>

【補充原則4-11-3 取締役会評価の結果の概要】

「ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン」にて、取締役会全体の実効性評価についての考え方を定め、開示しております。
 <ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン3.(2).(c)>

取締役会の実効性評価については、取締役会の出席メンバーに対して調査票を配布し、取締役会の構成、議論内容、開催頻度、運営方法等に関する自己評価を実施しました。取締役会においてその自己評価の分析と課題整理を行った結果、当社の取締役会は知識・経験・能力のバランスと多様性を持った最適な構成であり、適切に機能していることが評価されました。
 また、課題となっておりました「中長期の経営戦略に関する議論を充実させることにより、取締役会としての監督機能をより一層強化させる必要性」については、改善が認められ、この一年の取組みが評価される結果となりました。引き続き取締役会の実効性を向上させ、コーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

「ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン」にて、取締役・監査役に対するトレーニングの方針を定め、開示しております。
 <ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン3.(5).(d)>

【補充原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

「ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン」にて、株主との対話に関する考え方を定め開示しております。
 <ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン2.(1).(c)>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,628,417	4.19
株式会社みずほ銀行	3,628,000	4.19
株式会社三井住友銀行	3,628,000	4.19
日清紡ホールディングス株式会社	2,763,000	3.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,435,700	2.81
株式会社竹中工務店	2,000,000	2.31
日本生命保険相互会社	1,747,285	2.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,546,300	1.78
ニッケ従業員持株会	1,535,372	1.77
帝人フロンティア株式会社	1,396,500	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11月

業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 <small>更新</small>	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	その他の取締役
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
荒尾 幸三	弁護士													
丹羽 繁夫	他の会社の出身者													
大西 良弘	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

荒尾 幸三	独立役員に指定している。	同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はないが、弁護士としての経験を通じて取締役の監督機能とコンプライアンスの強化を図っている。また、役員の指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹に係る事項について諮問に応じる「アドバイザーボード」の社外委員として、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上において積極的に関与している。これらの実績と豊富な経験に基づき、当社グループの企業価値向上の実現と経営の監督を行ってもらうため社外取締役として選任している。また、株主総会決議により導入された「買収防衛策」において、合理性・公正さを確保するために設置された「特別委員会」の委員に選任されていることも考慮し、独立役員に指定している。
丹羽 繁夫	独立役員に指定している。	同氏は、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会における監督を行っている。また、役員の指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹に係る事項について諮問に応じる「アドバイザーボード」の社外委員として、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上において積極的に関与している。これらの実績と豊富な経験に基づき、当社グループの企業価値向上の実現と経営の監督を行ってもらうため社外取締役として選任している。また、株主総会決議により導入された「買収防衛策」において、合理性・公正さを確保するために設置された「特別委員会」の委員に選任されていることも考慮し、独立役員に指定している。
大西 良弘	独立役員に指定している。	同氏は、他の会社の経営経験があり、その実績と豊富な経験に基づき、独立的な立場から持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行ってもらうため、社外取締役として選任している。また、役員の指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹に係る事項について諮問に応じる「アドバイザーボード」の社外委員および、株主総会決議により導入された「買収防衛策」において、合理性・公正さを確保するために設置された「特別委員会」の委員に新たに選任することも考慮し、独立役員に指定している。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	アドバイザーボード	6	0	2	3	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	アドバイザーボード	6	0	2	3	0	1	社内取締役

補足説明

アドバイザーボードは、委員6名(うち社外委員3名)で構成され、役員の指名・報酬及び代表取締役から会社経営の根幹にかかる事項について報告を受け諮問に応じており、定例会合は年2回実施している。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名

監査役の人数	4名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と密接な連携をとり、監査計画の提出を受け、監査方法の概要並びに監査結果の報告を受け、また適宜監査に立ち会うほか情報交換会を毎月実施している。また、内部監査部門とは、毎月財務報告を含めた内部統制の整備、運用状況に関するチェック結果の報告を受けるなどして連携を図っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
片山 健	他の会社の出身者													
上原 理子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片山 健			同氏は、他の会社の経営経験を通じて、独立的な立場からの確かな監査を行っている。これらの実績と豊富な経験に基づき、企業の健全性を確保するために独立した客観的な立場において監査を行い、適切な意見をもらうため、社外監査役として選任しており、今般新たに独立委員にも指定している。
上原 理子			同氏は、会社の経営に関与された経験はないが、弁護士としての経験に基づき、独立的な立場からの確かな監査を行っている。これらの実績と豊富な経験に基づき、企業の健全性を確保するために独立した客観的な立場において監査を行い、適切な意見をもらうため、社外監査役として選任しており、今般新たに独立委員にも指定している。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
--	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の内、社外取締役に対してはアドバイザーボードの社外委員としての活動報酬を支払っているが、当社ガイドラインに照らしその独立性に影響を及ぼすものではないと判断している。

また、社外取締役 荒尾幸三氏は、中之島中央法律事務所に所属する弁護士であり、当社は平成7年3月15日から平成23年1月31日まで、同氏との間で法律顧問契約を締結していたが、顧問料は一般的な水準のものであり多額ではなく、当社ガイドラインに照らしその独立性に影響を及ぼすものではないと判断している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬額については、株主総会で承認された総額の範囲内において取締役会にて決定しているが、その決定に先立ち社内委員と社外委員とで組織されるアドバイザーボードに諮問し、その審議を経ることで役員報酬額の適正性・妥当性を担保している。報酬については、各人の役位、在任年数などを基にして、当期の業績及び業績への各人の貢献度などを勘案して、適正に決定している。また、業績連動の要素を加味し、この体系についてもアドバイザーボードで協議している。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

「有価証券報告書」、「事業報告」とも当社のホームページに公開しており、取締役報酬等に関する事項についてもこれらにより一般に公開している。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額については、株主総会で承認された総額の範囲内において取締役会にて決定しているが、その決定に先立ち社内委員と社外委員とで組織されるアドバイザーボードに諮問しその審議を経ることで役員報酬額の適正性・妥当性を担保している。報酬については、各人の役位、在任年数などを基にして、当期の業績及び業績への各人の貢献度などを勘案して、適正に決定している。また、業績連動の要素を加味し、この体系についてもアドバイザーボードで協議している。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

的確な意思決定が出来るよう、社外取締役及び社外監査役に対し、以下のとおりサポートを行っている。

- ・その役割・責務を果たすために適時適切に情報を得られるようにし、当社は求められる情報の円滑な提供を確保している。
- ・取締役会の資料が開催日に先立って閲覧できるようにしている。
- ・年間の取締役会のスケジュールを作成し、適切な審議項目数と審議時間を設定している。
- ・独立社外役員が取締役会の議論に積極的に参加できるように、社外取締役と監査役による連絡会を随時開催することで客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図っている。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
白羽三雄	名誉顧問	長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見から、経営その他事項の相談に応じて助言を行っております。	非常勤・報酬有	1995/2/24	定めなし

富田勇一	名誉顧問	長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見から、経営その他事項の相談に応じて助言を行っております。	非常勤・報酬有	2001/2/27	定めなし
中井宏明	名誉顧問	長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見から、経営その他事項の相談に応じて助言を行っております。	非常勤・報酬有	2004/2/26	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 3名

その他の事項 更新

- ・当社は取締役会の決議により、相談役・顧問を選任しております。
- ・長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見から、経営その他事項について必要に応じ当社より助言を求めることがあります。但し、経営のいかなる意思決定にも関与していません。
- ・当社が承認する業界団体や公的団体の役員等の社外活動に従事する場合があります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社法上の機関設計として、取締役会と監査役会が業務執行の監督および監査を行う監査役会設置会社を選択するとともに、取締役会の機能を補完するため、「アドバイザリーボード」を設置することにより、中長期的な企業価値向上に向けた「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を構築している。アドバイザリーボードは、役員・指名・報酬及び代表取締役から会社経営の根幹にかかる事項について報告を受け諮問に応じている。また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分担を明確にし、業務執行体制の強化により企業経営の活性化を図るため、執行役員制度を導入している。このような取組みを通して、当社のガバナンス体制は有効に機能していると考えている。

1. 取締役会

取締役会は、知識・経験・能力のバランスと多様性をもった取締役8名(うち社外取締役3名)で構成され、毎月開催している。独立性の高い社外取締役を選任するとともに、3分の1以上を社外取締役とし、様々な観点からの助言を受けるとともに監督機能の強化に努めている。取締役会は、株主への受託者責任を認識し、適切な権限行使により、経営理念の実現、持続的な企業価値向上の責務を負う。

- ・「情熱と誇りをもってチャレンジ」の経営理念に則り、リスクテイクを行える環境整備を行い、経営陣の迅速・果敢な意思決定を支援する。
- ・法令、定款および「取締役会規則」とその内規にて定められた重要事項を意思決定するとともに、取締役の業務執行を監督する。
- ・業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、前項に記載する事項以外の業務執行の意思決定を経営陣に委任する。なお、重要事項についても、その個別の業務執行については、機動性・柔軟性・専門性の観点から、経営陣にその決定を委任することがある。
- ・中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであると認識し、その実現に向けて最善の努力を行う。目標未達に終わった場合にはその原因や対応の内容を分析するとともに株主に対して説明し、次期以降の計画に反映させる。
- ・内部統制の体制を整備し、内部監査部門と連携して、その運用が有効に行われているか監督する。
- ・監査の実効性を高めるべく、監査役への報告体制について、整備・構築を行う。

2. 監査役会

監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、毎月開催している。独立性の高い社外監査役を選任し、その独立性の立場を踏まえ監査を行い、適切に意見を述べている。監査役会は、株主への受託者責任を認識し、独立した客観的な立場において適切な判断を行うことにより、持続的な企業価値向上に向け企業の健全性を確保する。

- ・ガバナンスのあり方と運営状況をモニタリングし、取締役を含めた経営の日常活動の監査を行う。
- ・監査役は、取締役会他重要な会議等への出席、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監査を行う。

3. アドバイザリーボード

当社は社外の識者からの監視並びに情報を受ける仕組みとして、独立した社外委員が半数以上を占めるアドバイザリーボードを設置している。アドバイザリーボードは、役員・指名・報酬及び代表取締役から会社経営の根幹にかかる事項について報告を受け諮問に応じる。

- ・アドバイザリーボードは、委員6名(うち社外委員3名)で構成する。
- ・会議は年2回定期開催するとともに、必要に応じて臨時開催を行う。会議は自由な意見交換をもって経営の参考に資することを目的とする。

4. グループ経営会議

グループ経営会議は、執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長などで構成され、代表取締役が業務執行に関し重要な意思決定を行うにあたり、討議を通じて個々の案件を多角的創造的視野から検討し、効率的に判断に導くことを目的とし、毎月2回以上開催している。

5. リスク管理体制

リスク管理体制については、事業リスクの未然防止のため、全社横断的な組織として、「グループリスク管理委員会」を設置し、それぞれのリスクに対しリスク主管部門が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施している。また、社内通報制度の整備を行い、社内に常勤監査役と内部監査室長の2つの相談窓口を設置し、グループ全体に対応している。なお、顧問弁護士として中央総合法律事務所との顧問契約を締結し、必要に応じて法律面でのアドバイスを受けている。

6. 内部監査

内部監査は、監査室及び内部監査室を設置し、内部統制等に必要な監査を実施している。また、内部監査部門、会計監査人、監査役は、定期的な問題点の共有を図るための意見交換を実施している。

7. 会計監査人

当社では、監査役会と管理部門が連携して、監査日程の調整や情報共有等を行い、外部会計監査人が適切な監査を行える体制の確保に努めている。公認会計士はひびき監査法人に依頼している。業務を執行した会計監査人の概要は次の通りである。

業務を執行した公認会計士
業務執行社員 公認会計士 安岐 浩一、中須賀 高典
補助者の構成
公認会計士 11名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「監査役会設置会社」として監査役機能を有効に活用したうえで、取締役会の3分の1以上を社外取締役とし、様々な観点からの助言を受けるとともに監督機能の強化に努めている。また、「アドバイザリーボード」を設置することにより、中長期的な企業価値向上に向けた「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を構築している。このような取組みを通して、当社のガバナンス体制は有効に機能していると考えている。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知について株主総会日の3週間前発送を実施している。
その他	議決権行使の促進のため、招集通知の発送に先立って金融商品取引所やニッケグループウェブサイト等においてその内容を電子的に公表している。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR情報 (http://www.nikke.co.jp/ir/) - 掲載項目: プレスリリース、財務情報、決算短信、有価証券報告書、ニッケレポート、株主総会関連資料、IR資料、統合報告書、IRカレンダー、株式情報・株式の取り扱い、株主優待制度、株価情報、電子公告、株券電子化について 他	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ニッケコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、ステークホルダーとの関係を謳うとともに、「企業倫理規範」を制定し、役職員の価値観や意思決定基準の共有を行っている。どちらも当社ホームページで一般に公開している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「ニッケコーポレートガバナンス・ガイドライン」にて環境保全を謳うとともに、「企業倫理規範」に「環境保全・安全・健康について」を定め、また「企業行動基準」に「環境保全に関する行動基準」を定め、役職員に周知徹底している。環境保全活動に取り組む体制の構築を目指すため「ニッケグループ地球環境委員会」を設けて基本方針と施策を決定し、各事業部に設置した部門地球環境委員会で具体的な計画を立案して実行する体制としている。また、環境活動、社会貢献活動を掲載した「環境データ集」を作成している。なお、「ニッケコーポレートガバナンス・ガイドライン」「企業倫理規範」「企業行動基準」「環境データ集」については、当社ホームページで一般に公開している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ニッケコーポレートガバナンス・ガイドライン」および「企業倫理規範」において、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、非財務情報についても、重要と思われるものは任意でリリースを行うことを謳い、役職員に周知徹底を図っている。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、後述の「業務の適正を確保する体制」構築の基本方針を平成27年3月27日開催の取締役会にて改定し、下記概要のとおり運用してまいりました。当社取締役会は、環境の変化や社会的要請に対応しながら、毎期末に既存の内部統制システムの評価・検証を行い、適宜改善措置を講じることにより引き続き内部統制システムの実効性の維持とよりよい運用に努めてまいります。

1. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

< 経営理念 >

当社は、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”を経営理念として事業を運営しており、「お客様」、「株主様」、「お取引先」、「社員」、「地域社会」などのステークホルダーの皆様からさらなる信頼を得るために、「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定しグループ全体で基本思想や理念の共有を図っています。

< 職務執行 >

・取締役会の監督機能を強化すべく、取締役の3分の1以上を独立性の高い社外取締役とし、様々な経営課題に対して客観的な立場での助言を受けています。また、取締役会の活性化を図るため、社外役員の情報交換並びに認識共有の場として、「社外取締役と監査役による連絡会」を年2回実施しています。

・当社は、業務執行責任の明確化と機動的な意思決定を目的として、執行役員制度を導入しています。執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長などによる「グループ経営会議」を月2回以上開催し、個々の案件を多角的な視点から検討し、重要な意思決定に繋げています。

・当社は、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を強化する観点から、指名・報酬委員会機能を担う「アドバイザリーボード」を設置しており、当期中に2回開催しています。

< グループリスク管理 >

・当社は、当社監査役および内部監査部門の監査や「グループリスク管理委員会」(年2回開催)を通じて、グループ全体の包括的なリスクの認識と共有を図り、リスク管理体制について定期的なレビューを行っています。また、各事業部およびグループ会社においても随時「(事業部/各社)リスク管理委員会」を開催し、事業毎の固有のリスクの把握を図っています。

・グループ全体に適用される社内通報制度を整備し、運用しています。相談窓口は当社常勤監査役と内部監査室の2ルートとし、通報内容については関連する取締役や法務部門などと共有し、連携して対応しています。

< グループ管理体制 >

・グループ会社は所管の事業部が管轄し、各グループ会社の代表者が出席する「事業部経営会議」(月1回以上開催)や定期的な「経営報告会」などを通じ、グループの経営理念や長期ビジョンを共有するとともに、各社における経営目標の進捗や結果のレビューを行っています。

・グループ会社における経営上の重要な意思決定事項に関しては、規定された決裁権限に基づき、事業部経営会議、グループ経営会議や当社取締役会に付議されています。

・所管事業部およびグループ本社からグループ会社へ取締役・監査役を派遣し、当社監査役・内部監査部門・会計監査人と連携し、グループ会社の経営・業務のモニタリングを行っています。

< 監査役職務遂行 >

・当社監査役は、当期中、当社の取締役会、グループ経営会議、グループリスク管理委員会などの重要な社内会議に出席し、業務の執行状況を確認しています。

・当社監査役は、当社各部門およびグループ会社へ往査を実施し、各現場にて部門責任者やグループ会社社長より、業務の執行状況とリスクについてヒアリングを行っています。

・当社監査役は、代表取締役と年2回、会計監査人および内部監査部門と毎月1回、定期的に会合を開き、情報交換や意見交換を行うことにより、相互の連携を図っています。

2. 業務の適性を確保する体制(いわゆる内部統制システム)

平成27年3月27日の取締役会にてなされた決議の内容は、以下のとおりであります。

(1) 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会は、「取締役会規則」に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
2. 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
3. 社長から指名・報酬その他の諮問を受ける機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザリーボード」を設置する。
4. 取締役の職務執行状況は、監査基準および監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
5. 「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定し、イントラネットおよびホームページに掲載して社内外に公開する。役職員は配布された「企業倫理ハンドブック」を精読し、これを遵守することを誓約する。全取締役は率先してグループ全体のコンプライアンスを推進する。
6. 「グループリスク管理委員会」を設置し、企業集団のリスク管理体制を組織する。当委員会の委員長には担当役員を任命する。また、当委員会の下に、グループ本社部門、各事業部門およびグループ各社に「各リスク管理委員会」を組織し、全役職員に対しリスク管理の周知徹底と管理手法の評価・是正を行う。
7. 監査役および内部監査部門長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。監査役と内部監査部門長とは事案の内容を速やかに共有し、対応について協議する。
8. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動にも障害となる反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢をもって対応する。警察等外部の関係機関と緊密な連携を構築するとともに、社内関係部門を中心として組織的に関係遮断を徹底する。
9. 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を担保するための体制を整備し、有効かつ効率的な運用を行うとともに、その運用の評価および改善を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 株主総会議事録、取締役会議事録については、法令および「取締役会規則」に則り、保存および管理する。
2. グループ経営会議議事録、議案書などの職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、文書ごとに閲覧権限を与え、保存および管理する。
3. 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
 2. リスク管理委員会を設置し、各々のリスクにかかわる部門が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
 3. 「グループリスク管理委員会」の委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
 4. 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。
 5. 不測の事態や危機の発生時における事業継続を図るため「事業継続計画 (BCP)」を策定し、役職員に周知する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
 2. 執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
 3. 社長の業務執行の強化と迅速性を支援するため、執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長などから構成された「グループ経営会議」を毎月2回以上開催する。
 4. 各事業部門長に執行役員などを任命し、毎月1回以上、「事業部門経営会議」を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
 5. 事業部門ごとに、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月「グループ経営会議」で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。
- (5) 企業集団の業務の適正を確保するための体制
 1. グループ各社は当社各事業部門管理下のもと統制され、経営目標に対し毎月営業報告を作成し、また定期的な「経営報告会」を通じて結果のレビューを行う。
 2. 当社はグループ各社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。
 3. グループ各社は「事業部リスク管理委員会」の下部組織として「各リスク管理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
 4. グループ各社役員は配布された「企業倫理ハンドブック」を精読し、これを遵守することを誓約する。
 5. 監査役、内部監査部門、会計監査人は、定期的に業務監査・会計監査を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。当該使用人は取締役からの指揮命令、制約を受けず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 役職員および会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。グループ各社は、当該報告をしたことを理由として当該役職員に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。
 2. 監査役は取締役会の他、グループ経営会議など重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する。また重要な決裁書類などの閲覧をすることができる。
 3. 監査役がその職務の執行について当社に対し法令に基づく費用の前払い等の請求をしたとき、また監査役が独自の外部専門家を監査役のための顧問とすることを求めたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用または債務を処理する。
 4. 代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
 5. 当社グループの役職員は、社内通報窓口を利用して直接監査役に通報ができる。当社グループ各社は、当該通報をしたことを理由として当該役職員に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

企業や市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然たる態度で対応する。

(反社会的勢力排除に対する体制の整備状況)

- ・「企業倫理規範」、「企業行動基準」において、反社会的勢力に関する行動基準を定めている。
- ・当社グループの役員・社員は、不当要求を拒否するとともに、小さなトラブルでも安易に妥協せず、問題をすみやかに当社総務法務広報室に連絡し、組織的に対応するものとする。
- ・外部の専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っており、所轄警察署等との情報交換を含め緊密な連携を構築している。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

1. 株式会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは株主の皆様であり、株主構成は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主の皆様委ねられるべきものと認識しています。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど、当社に回復しがい損傷をもたらすと判断される場合があることが想定され、当社は、このような行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社の歩み

当社は1896年(明治29年)の創業以来、永年にわたって培った独自の技術力・企画開発力を基盤に、ウールの総合メーカーとして品質の向上や技術開発に努め、我が国の繊維産業の発展に寄与するとともに、“ウールのニッケ”としてこれまで高い評価を得てまいりました。そして今日は「繊維」「非繊維」の意識を超え、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”という経営理念・経営方針で統一された「衣料繊維事業」、「産業機材事業」、「人とみらい開発事業」、「生活流通事業」の4つの事業領域すべてを「本業」と位置づけ、事業を展開しております。当社グループ会社は50社余となり、伝統を重んじながらもその事業内容を多種多様に变化させながら収益の拡大を目指し進化してまいりました。

企業価値向上のための施策

当社は、創立120周年(2016年度)の節目に向けた羅針盤として、2009年度よりスタートした「ニッケグループ中長期ビジョン(NN120ビジョン)」において「前の年より少しでも成長を」との地道な積重ねから、6期連続で増収増益を達成し再び売上高1,000億円台を回復しました。一方でNN120ビジョンの総括として、将来に向けた成長事業の育成、海外事業の強化・拡大、低採算事業の見直しによる資本効率の改善、継続的なROEの向上、事業領域の広がりによるグループ間の「シナジー効果」「連携」の強化、事業の広がりに対応した人財の確保が課題であることを認識し、これを踏まえ策定した「RN(リニューアル・ニッケ)130ビジョン」において、次の10年間のニッケグループの目指す方向性、企業像、経営戦略を再構築し、中長期的な企業価値の向上を目指すことといたしました。なお、「ニッケグループRN130第1次中期経営計画」では、数値目標として、2019年11月期の連結売上高1,200億円以上、連結営業利益90億円以上を目標とし、ROEについては、7%以上を目指すこととしています。

コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンス体制においては、当社はかねてより「監査役会設置会社」として監査役機能を有効に活用していますが、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を強化する観点から、平成16年に指名・報酬委員会業務を担う「アドバイザーボード」(年2回開催)を設置、平成18年に社外取締役を選任し、翌19年には社外取締役を2名に増員するなど、日本企業のなかでもとりわけ早期から、先進的に実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に向け積極的に取り組んでいます。なお、現在は、取締役会の監督機能をより強化すべく、取締役会の1/3以上を独立性の高い社外取締役としています。監査役は、毎月監査役会を開催する他、グループ経営会議、取締役会等の重要な会議に参加し、独立した客観的な立場で意見を述べています。また、監査役監査については年間監査スケジュールを作成し十分な監査時間を確保したうえで実施しており、代表取締役、担当常務、内部監査部門、会計監査人とも定期的な懇談を実施しています。引き続き、コーポレート・ガバナンスコードに基づくガバナンス体制の強化を目指してまいります。

去る2016年12月に創立120周年を迎えた当社は伝統を大切にしながらも、立ち止まらず革新と挑戦を重ねてきました。「革新を続けることで、120年に及ぶ伝統を作り上げてきた」創業からの継続的な取組みの積重ねを企業価値の源泉としつつ、更に情熱と誇りを持ってチャレンジし続け、「新しい価値」と「確かな生活文化」を創造し、地球環境と調和する企業グループを目指していくことこそ当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に繋がるものと確信しています。そのためには、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様との良好な関係を維持し、当社グループの各事業の特性を十分に理解したうえで、中長期的な視点から安定的に事業運営を行うことが必要であると考えています。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成30年2月27日開催の第187回定時株主総会にて株主の皆様から承認を受け「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を継続導入いたしました。本プランは大規模買付行為に対して一律に対抗措置を発動する趣旨のものではなく、株主の皆様が適切な判断を行うことができるようするため、株主の皆様に対して、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から大規模買付行為を受け入れるかどうかの検討に必要な大規模買付者からの情報および当社取締役会の評価・意見を提供し、更には株主の皆様が熟慮に必要な時間を確保するものです。

(1) 本プランが対象とする大規模買付行為

当社が発行する株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付行為。

(2) 本プランの概要

1. 大規模買付ルール概要

1) 大規模買付者に対する情報提供の要請

買付行為に先立って、当社取締役会は、大規模買付者に対し、株主の皆様からの判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)の提供を要請します。

2) 取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した後、90日間(対価が現金(円貨)の場合は60日間)を上限とする取締役会評価期間において、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、意見等を取りまとめたうえで株主の皆様公表します。なお、大規模買付行為は、当該評価期間の経過後のみ開始されるべきものとします。

2. 大規模買付行為がなされた場合の対応

1) 大規模買付ルールが遵守されない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、その責任において当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当て、その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置(以下「対抗措置」といいます。)の発動を決議します。

2)大規模買付ルールが遵守された場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動を行いません。ただし、当該大規模買付が本プランに定める類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は対抗措置を発動する決議をすることがあります。この場合、当社取締役会は、決議に先立ってその判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対して対抗措置を講ずることの是非を諮問します。特別委員会は当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分に評価検討し、当社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行います。また、特別委員会が、株主の皆様のご意思を確認すべき旨を勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意識確認総会での株主投票または書面投票のいずれかを選択して、株主の皆様のご意思を確認します。この結果を受け、当社取締役会は、善管注意義務にしたがいその責任により特別委員会からの勧告、株主意識確認総会または書面投票の結果を最大限尊重し、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。

4. 前記取組みが基本方針にしがたい、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

(1) 当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、株主の皆様にとって検討に必要となる情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることを目的として導入しております。したがって、本プランの目的に反して、株主共同の利益を向上させる買収を阻害する等、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはありません。

(2) 恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、独立性の高い社外取締役、社外監査役を中心に構成された「特別委員会」を設置しております。また、本プランは客観的かつ合理的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されているため、当社取締役会による恣意的な発動を防止し、透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(3) 株主意識の反映

本プランは、株主総会において株主の皆様による決議に基づき導入したものです。なお、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項を付しておりますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役の任期は1年ですので、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意思を反映することが可能となっております。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではなく、本プランの導入および廃止には株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

-